

令和8(2026)年度

栃木県育英会入学一時金奨学生（大学等）募集要項

[追加募集期間 令和7(2025)年12月15日(金)～令和8(2026)年3月13日(金)]

公益財団法人栃木県育英会

- 入学一時金は貸与です。卒業後返還することになります。その返還金は、すべて後輩の入学一時金として活用される仕組みになっています。
- 入学一時金を希望する人は、出願資格、返還方法を十分理解の上、申し込んでください。

1 出願資格

- (1) 令和8(2026)年3月卒業見込の高等学校等在学生又は申込時において高等学校等卒業後2年以内の人で、令和8(2026)年度に大学・短大の1年次又は修業年限2年以上の専修学校専門課程の1学年に入学を希望する人
- (2) 保護者（父母）又はこれに代わる人が栃木県内に住所を有する人
- (3) 学習活動その他の品行が正しく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある人
- (4) 出身校又は在学校における全学年を通じた学習成績評定平均値が、5段階評価で3.0以上である人
- (5) 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和6(2024)年中の所得要件算定基準額（別紙に詳細があります。）が、**381,500円以下**である人
- (6) 本会以外の機関の入学一時金（日本学生支援機構の特別増額、市町の入学準備金・入学資金貸付金等）の貸与を受けない人（給付は可）

2 貸与額、貸与人員及び貸与時期等

- (1) 貸与額 500,000円以内で希望する額（ただし、1万円単位／無利子）
- (2) 採用人員枠 33名
- (3) 貸与時期等 随時（令和7(2025)年12月下旬から貸与開始予定・足利銀行の本人名義の口座に振り込みます。）
詳細については、6の「選考及び採用決定」を参照してください。

3 返還

区分	据置期間	返還期間	返還方法
入学一時金のみを借りる場合	在学期間中 + 卒業後6ヶ月	2年内	年賦又は半年賦による均等払 (足利銀行口座から自動振替)
入学一時金と本会又は日本学生支援機構等の奨学金（ただし、銀行等の教育ローンを除く。）を併用して借りる場合	同上	原則として 4年内	

注) 令和8(2026)年4月に大学・短大等に在学していない場合は、貸与額の全額を直ちに一括で返還していただきます。
入学一時金は無利子ですが、返還が遅滞した場合は、延滞金（年3%）がつきます。

4 提出書類（各1部）

- (1) 奨学生願書（本会指定の様式によるもの。高等学校等の長の推薦書付）
 - (2) 調査書（在学又は卒業した高等学校等の長が作成したもの）
 - (3) 令和7(2025)年度住民税決定通知書の写し（※）

※ 住民税決定通知書とは、例年5月下旬～6月上旬頃に自治体から交付されている書類です。所得要件の計算に必要な
ので、以下の様式例のとおり氏名欄及び金額欄が明確に読み取れるように全体をコピーし、次の例にしたがって添付して
ください。なお、所得証明書や源泉徴収票等では受付できませんので、ご注意ください。

ア 両親がいる世帯の場合 → 父と母の2人

→ 父母に代わって家計を支えている人

ウ 母子又は父子世帯の場合 → 母又は父

〈様式例〉

また、当会月額貸与奨学生に同時に申込するときは、調査書及び住民税決定通知書の写しについては、いずれかに1部添付すれば、他の願書には添付不要です。その場合、願書の同時申込状況欄に○を付けてください。

なお、住民税決定通知書が手元にない場合は、栃木県育英会事務局（028-623-3459）まで御連絡ください。別途、提出していただく書類をお伝えします。

5 書類の提出先及び提出期限

公益財団法人栃木県育英会事務局 令和8(2026)年3月13日(金) 必着 厳守

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 (栃木県庁舎西別館3階)

☎ 028-623-3459

※ 不明な点がありましたら、事務局へお問合せください。

6 選考及び採用決定等

- (1) 学習成績・所得の状況をもとに選考委員会において選考し、その結果を本人に通知します。申込者が多い場合、出願資格を満たしても内定者とならないことがあります。

(2) 内定者は、大学等合格後に次の書類を提出していただき、理事長が採用を決定します。採用の決定に際し、連帯保証人2名（うち1名は父母又は後見人、他の1名は別世帯の人）が必要です。

◎ 内定となった人の提出書類

ア 合格通知書等（合格したことがわかる書類）の写し

7 その他

申込書類は、県内の各高等学校・市町教育委員会事務局に置いてあります。

また、当会ホームページからも申込書類のダウンロード（※）が可能です。

※ダウンロードした願書を印刷する紙は、白のプリンター用紙、片面印刷で構いません。

○ 所得要件算定基準額について

所得要件算定基準額とは、父母又はこれに代わって家計を支えている人の給与収入金額又は所得金額に基づき、下記のとおり計算した額です。

$$(\text{所得要件算定基準額}) = (\text{課税標準額}) \times 6\%$$

- (市町民税調整控除額) … (注 1)
- (多子控除) … (注 2)
- (ひとり親控除) … (注 3)

(100円未満は切捨て)

(注 1) ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等（臨時的な減税措置を含む。）は含みません。

(注 2) 父母又はこれに代わって家計を支えている人が、2人を超える子ども（就学者又は就学前の子）を扶養している場合、2人を超える子どもも1人につき40,000円を控除します。

例）「申込者本人」、「大学生の兄」及び「中学生の妹」を扶養している場合の控除額は、

$$(3 - 2) \text{ 人} \times 40,000\text{円} = \underline{40,000\text{円}}$$

となります。

(注 3) ひとり親世帯に該当する場合、40,000円を控除します。

○ 収入及び所得の上限額の目安

世帯人数	想定する家族構成	世帯の年間給与収入金額 ((☆)が会社員等)	世帯の年間所得金額 ((☆)が自営業等)
3 人	本人、親 1(☆)、 親 2 (無収入)	1, 113万円	879万円
4 人	本人、親 1(☆)、 親 2(☆) (注) 、 中学生	1, 250万円	892万円
5 人	本人、親 1(☆)、 親 2(☆) (注) 、 中学生、小学生	1, 334万円	958万円

注) 親 2 は、例として、給与所得の場合（左表）は収入300万円、給与所得以外の場合（右表）は所得200万円としています。

